

令和4年度包括外部監査の結果による措置状況

監査のテーマ：「広島県みなと・空港振興プラン2021」における『みなと振興』に関連する事業（港湾特別整備事業費特別会計含む。）に係る財務事務の執行及び経営管理について

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
第6 広島県の港湾・漁港の概要		
1	<p>【意見】 福山港・尾道糸崎港における将来の長期構想の策定</p> <p>福山港及び尾道糸崎港について長期構想は策定されていない。</p> <p>しかし、広島港の港湾計画改訂（平成31年3月）において、長期構想で取りまとめた広島港の将来像等を基礎に改訂がなされたように、港湾計画の改訂において、長期的視野（概ね30年後）に立った構想・ビジョンを前提にすることは重要である。</p> <p>したがって、福山港及び尾道糸崎港についても、将来の港湾計画の改訂時には、長期構想を策定すべきである。</p>	<p>福山港及び尾道糸崎港の長期構想の策定については、港湾計画の改訂時の港の将来像として重要であることから、改訂時には策定する方向で検討する。</p>
2	<p>【意見】 県ホームページでの紹介ページのリンク切れ</p> <p>県ホームページの「広島県の港湾」ページからのリンクのうち、広島港と尾道糸崎港のリンク先が無効となっている。</p> <p>県のホームページの港湾の紹介は、港の広報の重要部分であり、主要港である広島港及び尾道糸崎港のリンク先が切れたままの状態で放置されていることは問題である。</p>	<p>指摘のあったリンク切れについては、速やかに修正対応を行った。</p> <p>今後は、ホームページ掲載内容を記録して一か所に保存するとともに、定期的に更新の必要の有無をすべての掲載について確認し、適宜更新を行うなど、再発防止に努めていく。</p>
第7 広島県みなと・空港振興プラン2021		
3	<p>【意見】 振興プランの前プランの評価・検証が不十分</p> <p>振興プランの冒頭に書かれた前プランの評価には、実施箇所ごとの進捗結果、特に、前プラン中に実施できなかったものについて、その原因への言及がない。また、前プランで設定していた優先度ランクごとの達成状況が記載されておらず、ランク設定の意義があったのか十分検証できない。</p> <p>前期プランで予定どおり実施できなかった事柄の原因分析をし、改善方法を考え、次期プランに生かすというPDCAサイクルを回すことが、次期プランの改善につながると考えられる。次期プランで振興プラン（現行）を評価する際には、ランク毎の評価を意識した上で、実施箇所ごとの進捗結果、特に振興プラン（現行）中に実施予定であったにもかかわらずできなかったものの原因を分析し、次期プランに生かすべきである。</p>	<p>振興プランの評価・検証については、事業の進捗状況を踏まえた成果や課題を十分分析した上で、プランの改定に反映していく。</p>
4	<p>【指摘】 計画期間内の進捗管理に係る情報開示について</p> <p>振興プラン（現行）の整備事業について、計画期間内（令和3年度から令和7年度までの5年間）の各整備事業の具体的な実施時期は明示されていない。また、前プランの計画期間内に完了していない整備計画につき、前プランの計画期間満了前に事業の遅延が公表されたものはないが、具体的な実施時期を公表しておらず、対外的には計画期間が満了しない限り遅延ではないとの認識になってしまうことが、原因の一つと考えられる。</p>	<p>計画期間内の振興プランの進捗管理に係る情報開示については、現プランの計画期間の中間年である令和5年度に、目標・指標の進捗状況に加え、遅れが発生しているものについて要因分析や対応などを公表した。</p> <p>また、県HPや港湾関連事業者との会議などを活用した事業の進捗状況等のきめ細かな情報発信に</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	<p>重要性の高い事業については、スケジュールの延長などの情報を適時に公表すべきである。また、現状の公表資料については、各事業を規模により区分した表や工事期間で区分した表を追加したり、進捗率を記載したりするなど、県民がより事業の進捗状況を実感できるような説明をすべきである。また、県民への事業の見える化の推進のため、今後の具体的なスケジュールについても、同様の区分により公表するなどし、県民への情報開示の充実を図っていただけることを期待したい。</p>	<p>取り組んだ。 引き続き、こうした取組などを進めながら、適切な情報開示に努めていく。</p>
5	<p>【意見】 放置艇対策の状況がプラン策定に反映されていなかった</p> <p>振興プランの【具体的な取組】の一つとして放置艇対策の着実な推進を挙げ、その中で「放置艇解消のための基本方針」の策定に触れているが、同基本方針は振興プラン策定時点で目標達成が危惧される状況があったため、基本方針の目標達成が困難である可能性を振興プランの中で考慮すべきであった。</p>	<p>振興プラン策定を検討していた令和2年当時は、漁協等との交渉が本格化し始めた時期であり、新型コロナウイルス感染症の将来的な影響度合を見通すことができない中、感染症の影響が沈静化し次第、早期に交渉を加速して取組を進めていくこととしていたことから、この時点での見直しは行わなかったところである。</p>
第9 広島県港湾特別整備事業費特別会計		
6	<p>【指摘】 必要な規則改正がなされていない</p> <p>広島県公有財産管理規則を改正する場合、改正の影響を受ける特例規則も同時に改正すべきであるにもかかわらず改正を行わず、規則間の規定の齟齬が放置されていたことは問題である。規則の改廃に際しては、関連する規則との整合性を確認し、後者についても改廃等の適切な対応が同時になされることが必要不可欠である。</p>	<p>指摘のあった特例規則については、速やかに改正を行った。 今後は、規則等の改廃通知があった場合、関連規則等との整合性を必ず確認の上、速やかに所要の改正を行うなど、再発防止に努めていく。</p>
第10 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況の検討		
7	<p>【指摘】 過年度措置状況に関する書類が廃棄・未保存</p> <p>過去の外部監査からの指摘・意見を受けて検討した内容やその判断過程などの考え方の根底になる書類が破棄されていた。また、指摘・意見を受けて整備した手続きに係る証跡が残っていなかった。</p> <p>これらの書類は考え方の根底になる資料であり、同様の取引自体がなくなるまでは継続して保存したり、マニュアルや作業手順書の中での引継ぎ事項としたりするなどし、申し送りできる体制を構築すべきである。また検討過程を第三者が確認できるよう証跡を残すべきである。</p>	<p>監査結果に対する措置状況については、文書の保存ルールに従い、適切に保存を行うものとし、その検討状況などについても、必要に応じて可能な範囲で保存を行うよう努める。</p> <p>また、本監査による措置状況のうち、対応が複数年に跨っていくものなどについては、案件ごとの進捗状況を整理した上で、全体の取りまとめを行い、取引自体がなくなるなど、その必要がなくなるまで、確実に引継ぎを行っていく。</p>
第11 広島県港湾特別整備事業費特別会計の現状と現状を踏まえた課題		
8	<p>【指摘】 事業実施期間を通じた予算実績差異分析の必要性和情報開示</p> <p>港湾特別会計の臨海債事業の情報開示につき、現在県が公表している資料では、土地の整備及び売却に係る今後の具体的なスケジュールが明示されておらず、収支についても、直近の決算額と現時点での将来の見込額の記載のみで、総事業費の見積額がどのように推移してきたかを把握することができない。</p> <p>この点、県民は、各事業につき、事業開始時点の見積総事業費がいくらで、どのようなスケジュールで実施する計画であるか、また、それらがその後、いくらの見積</p>	<p>臨海債事業については、現在事業中の箇所に係る地区別収支状況や、分譲が完了する見込み時期を公表するとともに、前年度に想定していた収支見込みとの差異やその要因などについても、併せて公表を行った。</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	<p>りになり、スケジュールがどのように変更されているのか、結果としていくらの事業費でいつ完成したのかを流れとして知りたいと思われる。</p> <p>そのため、総事業費の推移が把握できるよう、前年度見積額などとの差異を明示するとともに、差異の要因を開示すべきである。</p> <p>加えて、今後の事業スケジュールについても、県民がより具体的に把握できるよう、事業ごとの具体的なスケジュールを明示するなど、情報開示の充実を検討していただきたい。</p>	
9	<p>【意見】 地区別収支の必要性（機能債事業） 港湾特別会計の機能債事業については地区別収支管理がなされていない。</p> <p>地区別収支情報は、資源投入の選択と集中の判断をより客観的・具体的に議論する材料となるため、機能債事業全体の採算性向上のためにも、地区ごとの収支分析は必要である。</p> <p>地区別収支管理を積極的に取り入れ、公表することが望まれる。</p>	<p>機能債事業における地区別収支管理を行うに当たっては、指定管理や委託先における支出や収入を、現状以上に細分化して把握するコストが必要となることから、まずは、資源投入を新たに行った地区などについて、収支の状況を把握するよう努めるとともに、公表についても、併せて検討を行っていく。</p>
10	<p>【意見】 地区別収支の必要性（臨海債事業） 港湾特別会計の臨海債事業については地区別収支管理がなされているが、内部使用目的であり、公表数値として整理がされていないため、公表には至っていない。</p> <p>臨海債事業は機能債事業のように拠点単位的意思決定しかできないものではなく、事業の性質上、より地区別の収支が重要な情報となっている。</p> <p>そのため、内部使用目的としている現状の資料の整理を進め、地区別収支の積極的な公表が望まれる。</p>	<p>臨海債事業については、現在事業中の箇所に係る地区別収支状況や、分譲が完了する見込み時期を公表するとともに、前年度に想定していた収支見込みとの差異やその要因などについても、併せて公表を行った（8の再掲）。</p>
第 12 財産		
11	<p>【指摘】 港湾台帳の記載漏れ 港湾台帳に事業費の記載がされていないもの又は不明とされているものが多数存在した。</p> <p>港湾台帳は県全体の県有財産の状況についての情報開示や、統一的な基準による財務書類の作成基礎資料として利用されるもので、港湾台帳の網羅的な事業費の記載は、網羅的で正確な情報公開を担保するとともに、県全体の作業圧縮にも資する。</p> <p>また、記載漏れによる詳細不明については、人為的ミスによる情報の欠落であり、再発防止に努めるべきである。</p>	<p>港湾台帳の記載漏れについては、台帳を所管する関係事務所に対して、工事関係書類を確認の上、事業費など必要事項を記載するよう求めるとともに、港湾台帳のデータ更新において、公物管理における施設引き渡し時のデータとの照合を行うなど、再発防止の徹底を図っていく。</p> <p>なお、施設の完成年次が古く、工事関係書類の保存年限経過により、港湾台帳に記載すべき事業費などの確認が行えないものについては、引き続き、取扱いを検討していく。</p>
12	<p>【指摘】 漁港台帳の記載漏れ 漁港台帳でも建設又は取得金額の項目について記載されていないもの又は不明とされているものが多数存在した。その原因としては、上記港湾台帳と同様である。</p> <p>不明資産の取得金額の改めての評価、及び、再発防止に努めるべきである。</p>	<p>漁港台帳の記載漏れについては、台帳を所管する関係事務所に対して、工事関係書類を確認の上、事業費など必要事項を記載するよう求めるとともに、漁港台帳のデータ更新において、公物管理における施設引渡し時のデータとの照</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
	<p>合を行うなど、再発防止の徹底を図っていく。</p> <p>なお、施設の完成年次が古く、工事関係書類の保存年限経過により、漁港台帳に記載すべき事業費などの確認が行えないものについては、引き続き、取扱いを検討していく。</p>
<p>13 【意見】 各台帳と固定資産一覧表との整合性未確認 財政課で作成されている固定資産一覧表と、港湾振興課で管理されている港湾台帳及び漁港台帳の整合性が保たれていない。</p> <p>財政課では、毎年、港湾施設等の異動状況について港湾振興課に確認を行い、その回答を以て固定資産一覧表を更新しているものの、両者の網羅的な照合作業等は行われていなかった。</p> <p>いわゆる一方通行の確認又はフローベースのみでの確認ではなく、情報提供側が提供先作成の固定資産一覧表をチェックするなど、双方向かつストックベースでの網羅的な確認が求められる。</p>	<p>港湾台帳及び漁港台帳と固定資産一覧表との整合性を確保するため、今後は、財政課がデータ更新を行った後の固定資産一覧表について、更新データが適切に反映されているか、港湾振興課においても確認を行うこととし、ストックベースでの確認の徹底を図っていく。</p>
<p>14 【意見】 固定資産一覧表が有効活用されていない</p> <p>固定資産一覧表につき、現時点では県土木建築局等においては、具体的な計画を含めて、有効活用されている実態はなかった。</p> <p>固定資産台帳の整備目的には、公共施設マネジメント等への活用などが例示されており、将来的には、耐用年数等のデータを充実させ、効率的な施設の維持修繕等に活用を図ることなどが想定されている。</p> <p>上述の通り固定資産台帳が適正に作成されていない場合には、このような趣旨に基づく利用方法も不可能であり、利用した場合には誤った判断を招くおそれがある。固定資産台帳を作成する趣旨を理解し、県として有効な活用ができるようにすべきである。</p>	<p>固定資産一覧表の適正な作成の前提となる港湾台帳及び漁港台帳の記載漏れへの対応並びに各台帳と固定資産一覧表との整合性確保への対応については、前述11～13のとおり。</p> <p>こうした取組により固定資産一覧表の適正化を図った上で、公共施設マネジメント等への活用についても、関係課と連携を図りながら、今後検討していく。</p>
<p>15 【その他】 宮島口ターミナル埋立地の資産計上</p> <p>宮島口の旅客ターミナルの下は県が埋め立てた土地であり、県所有の土地となる。当該埋立て地は現に資産を管理している課が管理する港湾台帳への登録は不要であるが、県の固定資産台帳を管理する財政課への報告なども行われていなかった。その結果、財政課の保管する固定資産台帳一覧等に記載されていない。</p> <p>台帳登録漏れの主要因の一つは、現に資産を管理している課と、固定資産台帳を管理する課との情報共有不足と考えられるが、まずは、現に資産を管理する課の台帳に記載されない資産にどのようなものがあるかを整理することが重要である。その上で、それらの資産の取得・除却などの情報を財政課と共有するルールを明確にし、情報共有を密にすることで、漏れのない資産管理を行うことが望まれる。</p>	<p>本事案については、埋立てを行った土地についても港湾台帳に必要事項を記載することとし、固定資産一覧表の次回データ更新時に反映を行うこととした。</p> <p>なお、現時点では、固定資産一覧表に記載すべき資産のうち、港湾台帳への記載が不要とされているものは、本事案以外に想定されるものはないが、今後は、港湾振興課と財政課との情報共有を密にし、漏れのない資産管理を行うよう調整を行っていく。</p>
<p>16 【指摘】 「動産」又は「物品（備品）」などの実査の証跡の不備</p> <p>振興事務所にて「動産」又は「物品（備品）」などの実査状況を確認したところ、実査の証跡等は残されていなかった。実施の結果や不一致の内容や確認状況、責任の</p>	<p>実査を行った際には、確認日時や担当者、必要事項の記録を残すこととした。</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	所在等を明らかにするためにも、「動産」又は「物品（備品）」などの実査を行った場合には、確認を行った日時や担当者、確認した資産等について、証跡を残す必要がある。	
17	<p>【指摘】 備品の範囲が明確になっていない 振興事務所において備品台帳に登録されていない小型標識灯が保管されていた。 当該標識灯は過去に工事を発注した際に、受託した業者が工事に必要な資産として購入し、契約に基づき工事完了後に県が取得したものであった。 同じ標識灯を県が独目に購入した場合には、備品台帳に登録されるにもかかわらず、工事の付随品として取得した場合は備品台帳への登録はされない。同種同類の県有資産にもかかわらず、取得形態によって管理方法等が異なるのは適切ではない。工事の付随品として取得した備品などについても、明確な基準を設けて、備品台帳に登録し、同様の管理を行う必要がある。なお、基準を設ける際は、どのような場合に登録を要し、金額等をどのように入力するのか、具体的に明示する必要がある。</p>	<p>指摘のあった備品については、新たに備品台帳へ登録を行った。 また、工事等で物品を取得する場合には、工事の設計積算上の内訳、参考見積書等を参考にして取得価格を算定すべきことを例示するなど、物品マニュアルの記載を分かりやすく改定する。 さらに、マニュアル改定後は、発注機関（各建設事務所・支所及び広島港湾振興事務所）の技術次長会議において説明するとともに、工事発注担当者を対象とした説明会において周知を図ることとする。</p>
18	<p>【指摘】 備品の計上漏れ 福山港の水防倉庫を視察した際に、取得金額が10万円以上であると想定される防災資材（フロートやオイルフェンス）が存在していたが、備品台帳には登録されていなかった。 県は指摘を受け、備品としての登録が漏れていることが判明したため、取得時期及び取得金額等について調査を実施しており、確認ができ次第、備品台帳に登録する旨、報告を受けている。単純なミスではあるが、同様のミスが生じないように、基準を周知徹底する必要がある。</p>	<p>指摘のあった備品については、新たに備品台帳へ登録を行った。 また、工事等で物品を取得する場合には、工事の設計積算上の内訳、参考見積書等を参考にして取得価格を算定すべきことを例示するなど、物品マニュアルの記載を分かりやすく改定する。 さらに、マニュアル改定後は、発注機関（各建設事務所・支所及び広島港湾振興事務所）の技術次長会議において説明するとともに、工事発注担当者を対象とした説明会において周知を図ることとする（17の再掲）。</p>
19	<p>【意見】 宮島栈橋の老朽化対応 厳島港（胡町地区）の宮島1号～3号栈橋はいずれも昭和50年代に設置されて以降40年以上が経過し老朽化が進んでいることは否めない。 厳島港は地方港湾（県管理）ではあるものの、利用者数が全国1位で、県内有数の観光地である。施設損壊時の利用者への直接的な被害、県全体のブランドへの影響の大きさも考慮すると、早期の修繕等の対応が必要である。G7広島サミットの開催も控えていることから、予定通り早期の修繕等を実施していただきたい。</p>	<p>厳島港（胡町地区）については、宮島の玄関口として相応しい施設の整備を検討しているところであり、現在、老朽化対策に加え、施設のバリアフリー化等を含めた検討を進めているところであり、こうした検討結果を基本設計に反映しながら、引き続き、適切な施設整備の検討を進めていく。 なお、安全・安心で円滑なサミット開催に向け、必要な施設修繕を前倒しで実施した。</p>
第13 委託契約（本庁分）及び指定管理		
20	<p>【意見】 観音マリーナの建物の所有関係について 観音マリーナを非公募で選定している理由として、主要な施設であるクラブハウス、給油・修理施設などを現指定管理者（ひろしま港湾）が所有している点を挙げているが、県の管理施設内に第三者所有の建築物があることは、本来適切な状態とはいえない。</p>	<p>観音マリーナにおけるクラブハウスなどの主要施設は、指定管理者制度導入以前に指定管理者（㈱ひろしま港湾管理センター）の前身の法人が建設し、一連の施設サービスを提供してきたところであ</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	<p>権利関係を明確にした上で、次期の指定管理者選定時に引き続き非公募でひろしま港湾を選定するのであれば、上記のクラブハウス等の権利関係以外の理由に基づき行うべきである。</p>	<p>り、現在、これらの施設については、港湾施設の使用許可も得ているところである。</p> <p>今後は、こうした施設の取扱いについて、暫定的な対応を含め、検討を行うとともに、次期指定管理者の選定に当たっては、選定手法や非公募とする場合の理由などについて、適切に検討していく。</p>
第 14 港湾運営会社		
21	<p>【指摘】 修繕費用の分担の現状が契約書に明確に定められていない</p> <p>港湾運営会社に係る県とひろしま港湾との契約上、貸付施設の維持及び1件当たりの設計金額が2,500万円(消費税込)未満の修繕は維持修繕としてひろしま港湾が負担するとされているところ、海田ガントリークレーン2号の構造点検業務が2,500万円未満の額となっているにもかかわらず、県(振興事務所)が業者に発注し費用負担している。</p> <p>申請要領への記載にかかわらず、契約上の権利義務は契約書に記載するのが原則であり、申請要領に記載されただけでは契約上の権利義務が発生するのかが不明確である。既存の荷役機械の大規模修繕や更新を県が実施するのであれば、契約書上も、これらを県の負担で行うことを明記すべきである。</p>	<p>施設修繕に係る分担ルールについては、改めて港湾運営会社と確認を行った上で、契約上の権利義務を契約書に記載するよう検討を行う。</p>
22	<p>【意見】 港湾運営会社制度導入の効果検証が十分なされていない</p> <p>県は現時点で港湾運営会社制度導入の効果検証を行っていない。</p> <p>貸付期間が終了する令和9年度末を見据え、例えば貸付期間(10年間)の前半5年間の港湾運営会社導入の効果を検証するなど、貸付期間中の制度改善や、期間満了後に同制度継続の適否及び内容等を検討し、現時点から港湾運営会社制度導入の効果を検証することが必要である。</p>	<p>港湾運営会社制度の導入に係る効果や運営上の課題などについては、適宜、港湾運営会社と意見交換などを行っているところであり、引き続き、制度導入の効果検証を進め、現在の貸付期間満了後の対応について、適切に検討を進めていく。</p>
23	<p>【意見】 次期貸付料設定時の外部要因の影響の評価について</p> <p>令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取扱貨物数が大幅に減少するなどの影響が発生した。その後現在までに、ロシアによるウクライナ侵攻、上海のロックダウン等、取扱貨物数に影響を与えうる外部要因が複数発生している。</p> <p>現在設定されている貸付料は令和4年度までである。今後の貸付料の設定にあたり、様々な外部要因が新たに発生する中、事前に貸付料設定に織り込み済の事情と、「社会経済情勢の急激な変化」に該当するものとを明確に区別しておくことが、これまで以上に重要となる。</p>	<p>港湾運営会社制度導入の効果検証に向けた取組については、前述のとおりであり、この検討の中で、外部要因の影響評価についても適切な対応を検討していく。</p>
第 15 委託契約及び工事請負契約(地方機関分)		
24	<p>【意見】 参加者数が少ない入札が多数ある</p> <p>いずれの地方機関においても、1者のみ入札など、入札者数が少ない案件が多数みられる。入札手続を取った意味が乏しくなり、望ましくない。</p> <p>県が現在実施している対策を含め、引き続き、参加者</p>	<p>本県では、施工時期の平準化による計画的な受注環境の整備や応札時の事務負担の軽減、工事(業務)着手日選択型契約方</p>

	監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
	<p>数を増やすための取組が必要である。</p>	<p>式の活用など、入札参加者の確保に向けた取組を行っているところである。</p> <p>引き続き、こうした取組を含め、入札に参加しやすい環境の整備に取り組んでいく。</p>
25	<p>【指摘】 同種の案件を分割して1号随意契約としている</p> <p>令和3年度の契約で、同じ地域で実施する同種の委託業務5件を、近接した時期に、随意契約により、同一の業者に発注している。1件当たりの契約額はいずれも100万円未満であるが、5件の契約額合計は100万円を優に超える。</p> <p>過去の実績から、令和3年度も複数回の業務が実施され、総契約額が100万円を超えることが予想されたにもかかわらず、複数の100万円以下の随意契約について1号を理由に実施するのは妥当ではない。</p>	<p>当該地域の漂着ゴミは、地元町内会やボランティア、企業活動等で不定期に回収・集積されており、放置しておくで漂着ゴミ以外の一般ゴミが捨てられるおそれがあるため、早急に収集運搬業務を発注する必要があり、また、背後地が瀬戸内海国立公園に指定されていることもあって地元や散策に訪れる県民の美観に対する意識が高く、ゴミ収集運搬について早急な対応が求められるため、緊急性を考慮してその都度随意契約としていた。</p> <p>令和5年度は、これまでの実績や回収活動に係る地元町内会等との調整結果を踏まえ、一定量のゴミ回収が見込まれることとなったことから、年間業務委託として一般競争入札に付すこととした。</p>
26	<p>【指摘】 関連の薄い事業を追加する変更契約を実施している</p> <p>振興事務所の「国際拠点港湾広島港江波地区港湾海岸保全施設整備事業に伴う調査設計業務委託」の変更契約がなされているところ、用地測量に係る変更につき、令和3年度までに完了させる必要のある測量調査の発注手続きが漏れていることが判明したが、別個発注する時間的余裕がないため、変更契約により当初契約の受注業者に一緒に依頼したとのことであった。</p> <p>しかし、本来事前に対応可能であった発注手続きが漏れていることが判明し緊急対応が必要となった事業につき、発注漏れとなっていた事実や原因を明らかにすることなく、関連の薄い事業へ、変更契約により追加するのは、近年出された公共工事の執行に関する通知により緩和された変更基準を前提に考えたとしても適切ではない。</p>	<p>変更契約手続の公正性の確保を図るため、特例要件の適用条件や変更契約基準などに係る取扱いについて、関係職員へ周知徹底を図った。</p> <p>引き続き、こうした運用に係る取扱いに留意し、再発防止に努めていく。</p>
27	<p>【意見】 変更契約の位置付けについて</p> <p>上記変更契約以外を含め、変更契約の位置づけ、具体的には、当初の契約で予定していなかった業務を発注する場合は別個の契約によるのが原則である（変更契約は変更基準を満たす場合に例外的に認められる）ことを改めて意識する必要があると考える。</p>	<p>現在においても、災害復旧への速やか対応が求められる中、公共工事の円滑かつ効率的な推進に係る取組は重要な課題であるが、一方で適切な執行を確保することも重要であることから、特例要件の適用条件や変更契約基準などについて、周知を図るための通知を发出了した。</p>

	監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
28	<p>【意見】 指名競争入札の落札者が固定化している 振興事務所の「広島港の水門・陸開閉等業務」につき、1地区（江田島地区、江田島市と随意契約）を除く6つの地区では指名競争入札により業者を選定しているが、指名競争入札手続では、発注する地区に近い地域の業者を指名しており、6地区それぞれにおいて、直近3回の指名業者はほぼ同一であった。そして、入札の結果落札した業者は、直近3回、6地区でそれぞれ同一の業者となっていた。</p> <p>指名競争入札で業者を選定するのであれば、業務の内容や事情にかかわらず、競争性を持たせることが必要で、例えば、指名業者を増やす、変更するといった、競争性を持たせるための工夫がなされていないのは問題といわざるを得ない。</p>	<p>当該業務の実施は、発注者の指示通り迅速に開閉等を行う即応性や現地待機が必要であり、短時間での安全・的確な対応を可能とする開閉方法等の熟知、船の発着時間や周辺勤務者等にも配慮した臨機応変な対応も必要である。</p> <p>このように、時間的制約、人員の確保、地域性、ノウハウなど、一定の条件や課題はあるものの、指名業者等選考に当たっては、業者数や条件の見直しなど、競争性の確保を図るため、可能な範囲で工夫を行った。</p>
29	<p>【意見】 当初契約時におけるランニングコストの考慮 荷役機械（ガントリークレーン）の保守点検・修繕に係る契約について、機械の特殊性、製品保証及び技術面等から、当該荷役機械を製造・設置した業者に依頼する必要があるとして、施行令167条の2第1項2号を理由に随意契約としている。</p> <p>機械の特殊性等の事情から当該機械の製造・設置をした業者にのみ保守点検・修繕を依頼できないのであれば、将来の荷役機械の新設・入替時に、設置後の保守点検等の費用を考慮しての業者選定、具体的には、契約の方法の中で設置後のランニングコストを考慮するなどの対応をすべきである。</p>	<p>機器等の設置時点で、相当期間経過後に発生する大規模修繕等を含む維持管理コストを適切に見込むことは困難であるが、維持管理付工事発注方式（施工と5年程度の維持管理を一体的に発注）の活用等も含め、特殊機器等に係る発注方法について研究する。</p>
第16 整備事業		
30	<p>【意見】 宮島口旅客ターミナルに係る会計検査院の指摘について 令和元年度に完成した宮島口の旅客ターミナル整備事業につき、令和4年11月に会計検査院から、国から補助金を過大に受給しているとの指摘を受けた。</p> <p>過大受給の原因は、補助の対象となるバリアフリー部分の床面積の集計を誤ったことであるが、本件補助金申請のように、日常的でない複雑かつ特殊な案件については、上長によるチェックに先立ち、別担当者が作成担当者と同様の作業を再実施するとともに、情報の共有を図るなどの対応が必要である。</p>	<p>本件指摘事案は、補助対象事業費の算定時において、組織的精査が行われなかったことにより、発生したものである。</p> <p>今後は、チェックポイントをマニュアル化し、会議や研修等で周知を図るとともに、複数人でのチェックを徹底するなど、組織的チェック体制を構築し、再発防止に努めていく。</p>
31	<p>【意見】 整備計画の進捗状況に係る情報開示 港湾の整備計画について、振興プランでは、令和3年度から令和7年度の事業費の総額のみが開示され、各整備計画の具体的な実施年度及び個別予算については一切開示されていない。そのため、工事範囲が変更になってもそのような影響が開示されることはなく、最終結果だけ辻褄が合わされてしまうと、県民は問題が生じていてもその状況を一切把握することができないこととなってしまう。</p> <p>港湾の社会的重要性、影響が広範にわたることを鑑みると、県民への情報開示という観点から、各整備計画単位の見積りについても最低限の情報は開示することが望ましい。</p>	<p>整備計画の進捗状況に係る情報開示に当たっては、事業実施に係る影響や関係者との調整状況などを踏まえた上で、県民に対し適切な情報を提供するという観点から、プランの改定時に検討を行っていく。</p>

	監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
32	<p>【意見】 予算見積に必要な調査の実施時期について 臨港道路廿日市草津線の第Ⅰ期工事について、事業開始時の総事業予算と実績額との比較を行った結果、大きな差異が生じていた。見積りに必要な専門家による調査実施前に、当該予算を作成する必要があったためとのことであるが、当該予算を基に国に対して整備計画を提出していた。</p> <p>今後の課題として、事業開始時の総事業予算を用いた資料提出や事業判断を行う際は、実施する調査などの前倒しの必要性を検討すべきである点を、今一度意識していただきたい。</p>	<p>事業着手前に実施する調査等については、必要に応じて、適切な調査期間が確保できるよう努めていく。</p>
第 17 防災・BCP		
33	<p>【意見】 港湾BCP訓練の内容について 主要3港湾の港湾BCPの訓練内容について、BCPで示された訓練のうち特定の種類（情報伝達訓練）しか実施されていないこと、令和3年度実施の訓練について尾道糸崎港・福山港の合同訓練では「震度6弱の地震」とされている以外の具体的な危機的事象は示されていない点は問題である。</p> <p>県は、主要3港湾の港湾管理者として、各港のBCP協議会と連携し、訓練の充実を図る必要がある。</p>	<p>今後は、訓練実施の前提となる危機的事象の具体化を図るとともに、訓練の目的に即した適切な訓練方法を検討するなど、関係者と連携を図りながら、訓練内容の充実を図っていく。</p> <p>また、実施した訓練の結果を適切に検証し、PDCAサイクルを回すことにより、改善を図っていく。</p>
34	<p>【意見】 実施した訓練の結果を踏まえた検証が不十分である</p> <p>主要3港湾のBCP訓練（令和3年度情報伝達訓練）の結果について、情報伝達の結果のとりまとめがない（尾道糸崎港・福山港）、あるいは結果はとりまとめられているが、訓練の結果浮かび上がった課題の有無・内容についての記載がない（広島港）。</p> <p>各港の港湾BCPでは、訓練等を通じて課題の提出を行い、協議会においてPDCAサイクルに基づき、計画の見直し・改善を行い、その結果を協議会に報告するとされているが、かかるPDCAサイクルによる改善の取組みが不十分と考えられる。</p> <p>主要3港湾の港湾管理者たる県は、各港のBCP協議会と共に検証を踏まえた改善の取組を進めるべきである。</p>	<p>今後は、訓練実施の前提となる危機的事象の具体化を図るとともに、訓練の目的に即した適切な訓練方法を検討するなど、関係者と連携を図りながら、訓練内容の充実を図っていく。</p> <p>また、実施した訓練の結果を適切に検証し、PDCAサイクルを回すことにより、改善を図っていく（33の再掲）。</p>
35	<p>【意見】 非常用電源その他資機材の確保</p> <p>令和3年度実施の尾道糸崎港・福山港の合同訓練において、BCP協議会事務局において非常用電源が確保されていることが前提となっているが、非常用電源を保有している県の施設はなく、発災時には業者に手配することになるとのことで、訓練が想定している前提と齟齬が生じている。</p> <p>電源が確保されなければ、上記のメールの送受信ができないことその他、発災後の各種対応に支障が生じることが予想される。また、電気以外にも、必要な資機材が調達できるかの再確認も必要と考える。</p> <p>資機材が確保できるよう対策を講じておくことは、国交省の港湾BCPガイドラインも要請するところであり、この点対策が必要である。</p>	<p>今後は、関係施設における資機材などの整備状況を確認の上、必要な資機材が適切に確保されるよう、関係者に要請していく。</p> <p>また、把握した施設の資機材の状況を適切に訓練の前提内容に反映させていく。</p>
36	<p>【意見】 厳島港のBCP又は災害時の対応マニュアルの整備</p> <p>厳島港につき、港湾BCPや災害時の対応マニュアルは策定されていない。</p>	<p>厳島港については、廿日市市に港湾管理事務を委託している。</p> <p>既存の防災計画や災害対応の枠組みを基に、港湾BCPに準じた対</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	<p>厳島港は、地方港湾ではあるものの、船舶乗降人員数は全国1位で、橋がない厳島にとって、船舶は、対岸（本州側）との間の唯一かつ必要不可欠な交通手段である。</p> <p>災害発生時に厳島港の事業が継続できない場合の産業や島民の生活への影響が非常に大きいものとなることから、県が港湾管理者である港湾のうち、BCP策定が未了のものの中で、策定の優先順位が高く、かつ効果も高いと考えられる。</p> <p>そのため、厳島港においても、早期に港湾BCPを策定することが望ましい。予算等の問題で早期のBCP策定が難しい場合には、当面の対応として、現在の関係機関との災害対応の枠組みも生かし、被害想定や回復目標を共有の上での災害時の対応マニュアルの策定や関係機関との協議体の構築（実質的にBCPに近い対応を行うもの）の整備が必要と考える。</p>	<p>応を行うことができるよう、関係機関と調整していく。</p>
第18 放置艇対策		
37	<p>【意見】 放置艇基本方針の見直し時期について</p> <p>放置艇基本方針の見直しは令和4年度に行われている。新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限などが行われ、収束の時期も見通せない状況であったことから、やむを得ない面もあったものと考えられるものの、取組期間中の進捗状況からは、見直しの公表時期が遅かったのではないかと疑念が残る。</p> <p>今後も新型コロナウイルスの状況は予断を許さないものの、放置艇対策の進捗の現状を反映させるため、また県民への適時開示の観点から、より早期の取組の見直しを検討するとともに、目標期限を再び変更することがないように、可能な限りの方策を尽くし、期限までの完了を目指して、現在の取組を一層加速していただきたい。</p>	<p>令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に引き下げられて以降、それまで制限のあった関係者との交渉を積極的に行うことなどにより、小型船舶用泊地の指定の加速を図っているところであり、係留保管場所の届出の義務化など、新たな放置艇の未然防止の取組と併せ、目標年度である令和7年度の放置艇解消に向けた取組の一層の加速を図っていく。</p>
第19 システム		
38	<p>【意見】 作業ログの記録について</p> <p>システム上で入力や削除等の作業をした場合には、点検者等の記入欄はあるが、担当者が分かる状態での作業ログ等は残されていないとのことであった。</p> <p>誤った作業等を実施した場合等に備えるため、担当者が分かる状態でのログ等を記録することも検討すべきである。</p>	<p>システム管理上必要となるログの記録を適切に行えるよう、関係者と調整の上、所要の改修を行った。</p>
第20 料金		
39	<p>【意見】 港湾施設の貸付料及び新型コロナウイルスによる影響</p> <p>ひろしま港湾に対する港湾施設の貸付料に関して、臨時に令和2年度の貸付料の減額を行っているが、新型コロナウイルスの影響は不可避の事象であり、やむを得ない面もあったと考えられる。</p> <p>一方で、近年は災害等も頻発しており、今後も世界情勢の急激な変化が生じる可能性は高いため、社会経済情勢の急激な変化が生じた際に迅速に対応するためにも、今回の経験を生かし、次回以降の契約の際には、損失の補填等を行う場合の具体的な基準等を明確に定めることを検討することが望まれる。</p>	<p>港湾運営会社制度導入の効果検証に向けた取組については、前述のとおりであり、この検討の中で、外部要因の影響を踏まえた損失補償の基準設定等も含め、適切な対応を検討していく。</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
40	<p>【意見】 福山港国際コンテナターミナルの電気料金過少請求</p> <p>福山港国際コンテナターミナルに設置されている冷凍・冷蔵貨物コンテナ用のコンセントの使用に係る電気料金に関して、ひろしま港湾が検針メーターの読取値をもとに使用者に請求する料金の算定方法を誤っていたため、県が本来請求すべき実際の使用料より過少に電気料金を請求していた。</p> <p>これに伴い発生した未請求額 60,505 千円について、県は利用者には不当利得の返還を請求、ひろしま港湾に損害賠償請求を行ったが、書類等が保存されていない期間があり、当該期間については誤請求の事実を確認することができず、県は当該損失を回収することができていない。ひろしま港湾の過失である以上、損害賠償請求権の除斥期間内であれば損失額を見積り、両方で協議の上で必要な請求を行うべきである。</p>	<p>福山国際コンテナターミナルの電気料金過少請求に係る、県からひろしま港湾管理センターに対する損害賠償請求については、誤請求の事実が確認できない期間の対応も含め、対応方針を決定している。</p>
第 21 消費税税務申告		
41	<p>【意見】 仕入税額控除額算定における計算方式の検討</p> <p>仕入税額控除額の算定方法につき、個別対応方式と一括比例配分方式のいずれが有利かを検討した事実が不明であった。必要に応じて税務の専門家を関与させるなどして、いずれが有利かの検討を行い、有利な方を採用すべきである。</p> <p>なお、結果として個別対応方式が有利となった場合は、個別対応方式を採用することに伴う事務負担の増加についても考慮して計算方式の採用を決める必要がある点に留意する必要がある。</p>	<p>仕入税額控除額算定における計算方式については、税務上の利点に加え、正確性の確保や事務負担の度合いなどの視点も考慮するとともに、消費税を扱う他の関係機関における運用状況なども踏まえながら、適切な計算方式の採用を再検討することとし、その経緯を残していく。</p>
42	<p>【指摘】 消費税法に則した帳簿等の保存</p> <p>課税仕入れなどに関する帳簿及び請求書等が現行のルールでは5年間までの保存とされているが、消費税法では7年間の保存が求められているため、保存期間のルールを見直し、求められる期間適切に保存すべきである。</p>	<p>インボイスの導入を機に、帳簿等を適切に保存（8年間）するよう関係機関に通知した。</p>
43	<p>【指摘】 消費税申告体制の整備について</p> <p>令和2年度の消費税申告に関して申告の修正がなされていたが、当該申告誤りは申告書作成のダブルチェック体制が不十分であったことが原因と考えられる。</p> <p>消費税申告書の作成に際し、過年度との比較・整合性検証のダブルチェックを加え、その証跡を残すべきである。</p>	<p>国税庁が作成している「消費税申告チェックシート（国、地方公共団体及び公共法人用）」を用いて自主点検を行うとともに、過年度との比較・整合性検証のダブルチェックを行う。</p>
44	<p>【その他】 消費税申告業務に係る県全体での取組について</p> <p>消費税申告業務に係る県全体での取り組みは特になく、各部局で個別対応している。</p> <p>この点、消費税の申告業務は特殊かつ専門性も高いため、消費税を熟知した担当者を県全体で配置し、当該担当者が県のすべての消費税申告書を一元的にチェックする体制を設けることを検討していただきたい。なお、必要に応じて税務の専門家を関与させることも有効である。</p>	<p>消費税の申告に係る関係部署等に、包括外部監査による意見を伝え、対応の検討を依頼した。</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
第 22 株式会社ひろしま港湾管理センター		
45	<p>【意見】 海外向けの情報発信</p> <p>ひろしま港湾は、YouTube にチャンネルを開設しており、一般の方にも分かりやすいPR 動画等を公開している。この中で英語の会社説明動画を公開しているが、映像自体は日本語の会社説明動画のものを流用しており、映像内で映し出される言葉等が日本語のまま、海外向けの映像となっていない。海外向けの動画を作成する以上、最低限映像内の重要な文字の下には英訳を入れる程度の改良を行うことが望ましい。</p>	<p>動画作成から一定の期間が経過しているため、必要性や費用対効果を含め、対応を検討していく。</p>
46	<p>【意見】 近年の外部要因を踏まえた計画・目標の見直し</p> <p>広島港のコンテナ貨物取扱量の目標に関するスローガン「NEXT10」について、新型コロナウイルス感染拡大をはじめとする近年の外部要因の影響を踏まえ、内容や達成目標時期の変更の要否につき、再検討の上、必要があれば見直しをすべきである。</p>	<p>広島港におけるコンテナ貨物取扱量の目標については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の実行計画であるアクションプラン等を参考に、近年の実績や外部要因等の環境変化も踏まえながら、県と連携の上、目標等の見直しを行った。</p> <p>引き続き、必要に応じて、所要の見直しを行いながら、目標の達成に向けて取り組んでいく。</p>
第 23 決算（ひろしま港湾）		
47	<p>【指摘】 貯蔵品の評価方法について</p> <p>計算書類注記の「重要な会計方針」において貯蔵品の評価方法は、「最終仕入原価法による原価法」によるとしているが、実際の評価方法は、最終仕入原価法と先入先出法の評価額に重要な差がないことを理由に、大部分が先入先出法に基づく評価額を使用していた。しかし、最終仕入原価法と先入先出法の評価額にいくらの差が生じており、重要な差となっていないことを確認した証跡が残されていなかった。</p> <p>異なる評価法に基づく評価額を使用する限りにおいては、每期必ず両者の評価額に重要な差がないことを確かめ、その証跡も残しておくべきである。なお、これを機会に各貯蔵品の評価方法を今一度整理することも効果的である。</p>	<p>貯蔵品の評価方法については、監査法人に確認の上、計算書類注記の「重要な会計方針」に定める記載を「先入先出原価法」へ速やかに改めた。</p>
48	<p>【意見】 最終仕入原価法適用の要否検討</p> <p>棚卸資産の評価方法として最終仕入原価法を採用しているが、最終仕入原価法によると、取得原価とは乖離した金額で資産計上される棚卸資産が生じ得る。また、最終仕入時期から時間が経過した場合など、時価が大幅に下落した場合でも、その実態が反映されないこととなる。</p> <p>この点、大部分が外部に販売され、時価も大幅に変動するガソリン等についても、重要性の検討を行わず、無条件に最終仕入原価法を採用することは適切ではないため、最終仕入原価法適用の可否を適切に検討すべきである。</p>	<p>貯蔵品の評価方法のうち、ガソリンについては、タンクの残量が少量になった段階で仕入れを行うため、例外として、引き続き最終仕入原価法によることを基本とし、時価と簿価の確認を監査法人と共同で行った上で、毎年度、最終仕入原価法の適用を決定していくこととした。</p>
49	<p>【意見】 具体的な投資計画の策定と余剰資金の運用方針の決定</p> <p>借入金を大きく上回る現金預金等を保有しているが、投資時期も含めた具体的な投資計画などが策定されておらず、必要保有資金と余剰資金との区分がされていない</p>	<p>投資計画については、経営会議の議案として、外部要因の影響なども含め、必要な検討を行っていく。</p> <p>また、余剰資金の運用について</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	い。 外部要因の影響も踏まえた上で、将来的な新規事業も含めたより具体的な投資計画を策定するとともに、余剰資金の運用方針を検討することが望ましい。	も、経営会議において、検討を行っていく。
50	【意見】 配当政策の検討がされていない 配当政策に係る会社の方針が適切に検討されていない。配当方針を決めるための計画・検討をした上で、株主とも協議して配当政策を決定すべきではないか。	配当については、毎年度、来期の損益計画を策定する過程において、今後の事業計画や資産の状況等を踏まえながら方針案を決定し、株主へも予め丁寧に説明を行っているところである。 引き続き、必要な検討を行いながら、適切に対応していく。
第 24 財産（ひろしま港湾）		
51	【意見】 自社所有固定資産の实地棚卸 経理規程では、毎期末又は随時に有形固定資産の現状につき調査し、その過不足・要修理の如何につき各カンパニーの会計責任者に報告しなければならないとされているにもかかわらず、実務では固定資産となっているものの異動の有無の把握に止まっている。 この点、保有する固定資産が網羅的に固定資産台帳に記録されていることを確認するためには、固定資産の変動のみの把握ではなく、全件の实地棚卸が必要であり、定期的実施することが望ましい。	自社所有固定資産の实地棚卸については、社内監査の項目に固定資産の実査を含めることにより、定期的に棚卸を行う方法に改めた。
52	【意見】 リース資産の減価償却方法が明示されていない 経理規程において減価償却方法が規定されているが、リース資産に係る減価償却方法については記載がされていないため、明示することが望まれる。	リース資産の減価償却方法について、経理規程を改正し、取扱いを明示した。
53	【意見】 固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準の明示がない 経理規程において、固定資産につき資産種別（建物や工具器具備品など）で例示列举されているが、耐用年数や金額を基準とした定義がされていなかった。耐用年数や金額を基準とした固定資産の判定は、会計処理上、重要な定義であるため、経理規程や細則等で明示することが望まれる。	固定資産の判定に係る耐用年数や金額基準について、経理規程を改正し、必要な情報を明示した。
54	【指摘】 除却資産に係る注記誤り 計算書類における貸借対照表に関する注記に記載されている、有形固定資産の減価償却累計額について、除却資産分を含めて記載する誤りがあった。 正確な計算書類の作成を確実にするため、上長等による再計算・再突合の実施、計算書類作成フローチャート又はチェックリストの導入等により、再発防止に努める必要がある。	指摘のあった事項については、速やかに関係者へ周知を図るとともに、今後の事務処理における組織的チェック体制の構築のため、チェックリストを導入することについて検討を進めていく。
55	【指摘】 リース資産台帳の削除漏れ リース資産台帳に削除を失念したものが記載され続け、結果として計算書類の貸借対照表注記に記載されている有形固定資産の減価償却累計額に誤りが認められる。 削除失念は契約期間のトレースや契約書の確認により防げた明らかなミスである。 また、再リースで当該資産を使用し続けているため、リース資産台帳に記載されているものがあったが、再リ	指摘のあった事項については、速やかに関係者へ周知を図るとともに、今後の事務処理における組織的チェック体制の構築のため、チェックリストを導入することについて検討を進めていく。

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
	<p>ースとなった時点でリース資産台帳から削除すべきではないかと思われる。</p> <p>リース契約終了時のリース資産台帳への反映方法を改めて整理するとともに、決算前にリース資産台帳にリースが終了した資産等が残されていないか再度確認する体制を整備すべきである。</p>	
56	<p>【指摘】 県有備品の管理について</p> <p>ひろしま港湾が管理している県有備品について、現物が確認できない資産が発見された。また、観音マリーナの現地視察の際に、県有備品であるにもかかわらず、県有備品一覧に記載のない資産が検出された。</p> <p>県有備品については、管理を委託されているものであり、県有備品一覧と現物とは一致している必要がある。県有備品一覧と現物の照合は異動のあった場合だけでなく、全件実施し、不整合の生じない管理体制を構築する必要がある。</p>	<p>県有備品の管理については、総務チームを管理部署とし、社内監査時に県有備品一覧表と現物の照合を全件について実施するよう改めた。</p> <p>なお、観音マリーナの現地視察の際に、県有備品一覧表に記載のない資産が検出されたが、その後、県に確認を行ったところ、当該資産は施設に該当し、備品には当たらないものであることを確認した（当該施設は、港湾台帳に登録済。）。</p>
57	<p>【指摘】 県有備品シール貼付漏れ</p> <p>県有備品については、県との契約において、一覧表を備え、ラベルを貼付する等により、ひろしま港湾所有の備品と区別しなければならない旨規定されているが、備品シール等の貼付がない資産が発見された。</p> <p>県有備品の定期的な棚卸時においてシールの貼付け漏れがないかを同時に検査する体制を設け、契約に沿った物品の管理を徹底する必要がある。</p>	<p>県有備品へのシールの貼付については、上記（56）の全件実施に合わせて、漏れがないか確認することとした。</p>
58	<p>【指摘】 一括償却資産の取扱いが経理規程と整合していない</p> <p>ひろしま港湾では、一括償却資産を少額消耗工具器具備品費で費用処理し、固定資産台帳に記載していないが、経理規程では、「固定資産台帳には、正規の簿記の原則により生じた簿外資産も含めるものとする」と規定されている。</p> <p>一括償却資産が当該規程に該当すると考えられるが、経理規程に従った対応が取られていない。これを機会に今後の取扱いを整理し、経理規程に従った固定資産台帳の記帳を徹底する必要がある。</p>	<p>一括償却資産に当たるものについては、経理規程を改正の上、固定資産とは別に備品（取得価格10万円以上20万円未満）台帳を作成し、管理することとした。</p>
第25 債権回収（ひろしま港湾）		
59	<p>【意見】 債権回収における迅速柔軟な対応</p> <p>徴収・回収規程において、未納者への対応につき、対応すべき時期が明確に規定されているがために、柔軟性を欠く面を否定できない。</p> <p>状況に応じて、時期を待たずに法的対応をすべき場合もあると考えられるため、県とも協議の上、例外的な対応をすべき場合もあることを、徴収・回収規程に規定の上、局内で周知すべきではないか。</p>	<p>債権回収における迅速柔軟な対応については、県と協議の上、状況に応じて支配人の判断により柔軟な対応をとることを可能とする方向で検討を進めており、今後、徴収・回収規程の改正を進めていく。</p>
60	<p>【意見】 指定管理業務以外の債権回収に係る規定がない</p> <p>徴収・回収規程は、指定管理施設の利用料金・売掛金を対象としているが、指定管理業務以外のひろしま港湾の債権回収についても、徴収・回収規程と同様の規程を整備するなどの対応をすべきである。</p>	<p>指定管理業務以外の債権回収に係る規定の整備については、関係業務の状況等を踏まえながら、必要に応じて、検討を開始する。</p>

監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
第 26 委 託 ・ 工 事 等 契 約 (ひ ろ し ま 港 湾)		
61	<p>【指摘】 契約書ひな形の内容の不備、不足</p> <p>ひろしま港湾では、契約書の雛形を用意しており(管理委託契約書/建設工事請負契約書)、契約相手とは同雛形を基礎に調整の上契約を締結している。</p> <p>しかし、同雛形を見ると、①契約相手方が反社会的勢力の場合に契約を解除等する旨の条項(いわゆる反社条項がない(管理委託契約書)、②合意管轄の定めがない(管理委託契約書/建設工事請負契約書の双方)、との2点で問題が見られる。</p> <p>契約締結前に契約相手方が反社会的勢力でないことの確認をしていたとしても、契約締結後に問題が生じた場合などを手当するためには、管理委託契約書の中に反社条項を入れるべきである。また、契約相手方との間で紛争が生じ訴訟となる場合に備え、あらかじめ契約締結時に管轄の合意をしておくことが有益である。</p>	<p>指摘のあった契約書のひな形の不備については、契約書のひな形に反社条項及び合意管轄条項を追加した。</p>
62	<p>【意見】 一般競争入札への参加者が1者のみの契約が多くみられる</p> <p>一般競争入札手続を採用した契約において、1者のみが入札した案件が多数見られるが、参加者が1者のみでは、入札手続により十分に競争性を図ることができない。</p> <p>ひろしま港湾は、指定管理者や港湾運営会社などの事業を通じて、県との関わりが深いことから、同社が入札手続の結果が、県の契約に事実上影響する可能性があるとの観点からも、一般競争入札への参加者を増やすことが重要である。</p>	<p>入札参加者の確保に向け、当社が一般競争入札を行っていることを広く周知するとともに、公告のダウンロード数を増やすためにSEO(キーワードの検索上位化)対策に着手した。</p>
63	<p>【意見】 仕様書と契約書との齟齬</p> <p>業務委託契約の中で、業務の月毎の実施状況報告につき、仕様書では四半期ごとにとりまとめて報告、契約書では毎月報告と定めている案件があった。</p> <p>業務の実施状況の報告は、契約の履行状況の確認時期や委託料の支払時期に影響するものであるから、仕様書での記載と契約書での定めが異なっていることは適切ではない。</p>	<p>意見のあった事項については、速やかに齟齬が生じていた契約書の該当部分の修正を行った。</p> <p>今後は、仕様書と契約書との内容に齟齬が生じないように、組織的チェック体制を構築し、適切に対応していく。</p>
第 28 防 災 ・ B C P (ひ ろ し ま 港 湾)		
64	<p>【意見】 港湾BCPの改善のための関係機関との連携</p> <p>広島港、福山港及び尾道糸崎港の港湾BCP(県が主導して策定)における訓練の種類、内容、研修の検証等に不十分な点が見られる。</p> <p>ひろしま港湾は、上記3港の管理において、指定管理者・港湾運営会社等の立場から重要な役割を担っており、訓練がより充実したものとなるよう、訓練への協力、改善意見を述べるなど、県や当該BCP協議会、その他関係機関と積極的に連携していく必要がある。</p>	<p>今年度実施された広島港のBCP訓練においては、BCP事務局(県)と連携して、具体の被害想定のもと、初動体制及び被害状況調査報告の訓練を行った。</p> <p>福山港、尾道糸崎港においても、BCP事務局(県)と連携して、当社の役割が発揮できるよう努めていく。</p>